

河内長野版事業仕分け実施規程

(趣旨)

第1条 この規程は、協働型行政への転換、行政サービスの量的拡大から質的充実を図る「選択と集中」による行政運営への転換を図る一つのツールとして、本市が行っている事務事業の「必要性」、「担い手」、「効果」などを、外部からの視点を取り入れ、公開の場において行政と市民等が共に議論し、行政の透明性の確保を図るために実施する河内長野版事業仕分け（以下「事業仕分け」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業仕分け 事務事業の「必要性」・「担い手」・「効果」などについて、外部からの視点を取り入れ、公開の場において行政と市民等が共に議論し、事務事業の改善の方向性などを検討することをいう。
- (2) 仕分け人 事業仕分けにおいて、市の事務事業に対して評価を行う者をいう。
- (3) コーディネーター 事業仕分けにおいて、市の事務事業に対して評価を行うとともに、市の事務事業に対する意見の総括を行う者をいう。

(実施)

第3条 事業仕分けは、必要に応じて市長が実施する。

(対象事業の選定)

第4条 事業仕分けの対象となる事務事業（以下「対象事業」という。）に

ついて、別に定める基準に基づき、市において事業仕分けの対象事務事業候補の選定を行った上で、仕分け人及びコーディネーター（以下「仕分け人等」という。）が、事業仕分けの対象事務事業を選定するものとする。

（仕分け人等の構成）

第5条 仕分け人等は、18名以内をもって組織する。

2 仕分け人等は、市民及び行政運営について優れた見識を有する者で構成する。

（評価の区分）

第6条 事業仕分けによる評価の区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 廃止
- (2) 民営化
- (3) 実施主体の見直し
- (4) 要改善
- (5) 現行どおり

（評価の結果の反映）

第7条 市長は、事業仕分けによる評価を十分に踏まえ、今後の方向性を検討し、検討結果については、公表するとともに、事業内容に反映させる必要があるものについては、施策や次年度以降の予算に反映するよう努めるものとする。

（庶務）

第8条 事業仕分けの庶務は、別に定める部署において処理する。

（雑則）

第9条 この規程に定めるもののほか、事業仕分けの実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する